

議長（山本 陽一郎君） 次に10番、南部武司議員。

10番（南部 武司君） この3月定例会では、2つの質問を通告いたしております。農地法の改正と耕作放棄地について、それから小学校での防災学習の取り組みについての2問を通告いたしました。

1問目の農地法の改正と耕作放棄地について、伺いたいと思います。

農地法の一部が改正され、平成21年12月15日に施行されました。食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等により、その確保を図るとともに、農地の賃借についても規制の改正の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設などにより、その有効利用を促進するのが目的であろうと理解しております。

改正された主な内容は、農地の所有から利用に重点を置いた改正と、債務規定の新設であると思います。

改正点の1つに相続税、納税猶予制度の見直しとありますが、具体的な内容を伺いたいと思います。

現行の仕組みでは、みずからが農業を営むことが前提条件で、貸し付け地は適用されず、無理をしてでも耕作せざるを得なかったのだが、貸し付け地でも適用対象になったと理解してよろしいのでしょうか。また、農地の賃貸借の存続期間について、民法では20年以内とありますが、特例が設けられているとあります。具体的な内容を伺いたいと思います。

次に、相続により農地の権利を取得した場合には、農業委員会にその旨を届けることになりましたが、どのような方法で行うのでしょうか。この目的はどのようなことだと考えますか。また、その周知はどのようにするのでしょうか。伺いたいと思います。

この農地法の改正は、耕作放棄地を少なくしたいという思いがあるようです。

そこで、東員町内での農地の耕作放棄地の数値及びその所有者の町内・町外の割合はどうなっているのでしょうか、お教えてください。

政権が変わる前に再生利用を応援するという事で、農林水産省は荒れている農地を生かして地域を元気にしようというパンフレットを作成し、支援策をいろいろと記載しておりましたが、その内容は変更がないのかどうか、伺いたいと思います。

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、その詳しい内容をお教え願いたいと思います。

以上、建設部長より答弁を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） ただいまいただきました農地法の改正と耕作放棄地についてのご質問に、お答えを申し上げます。

農地法の一部が昨年6月に改正されまして、先ほどございましたように、平成21年12月15日に改正法が施行されました。

改正されました内容は、ご質問にもございましたとおり、耕作する者に重点を置く、所有から利用へと変わり、農業生産法人以外の法人にまで権利の取得を可能とするなど、利用しやくすくなった半面、耕作放棄地の未然防止や転売目的の所有権移転防止のため、利用方法に対する審査基準が厳格になったほか、地域との調和要件を欠く権利移動は、許可が原則としてできなくなっております。

なお、賃貸借につきましては、果実等の生育等を考慮するために、農地法に50年が明記されました。個別法優先の原則により、民法の20年規定を受けなくなったところでございます。

さらに宅地等への転用に当たっては、農地の集団性を阻害するものや立地基準などが見直されまして、厳しく制限されました。

また、相続における農地を取得した場合の届け出につきましては、農業者の死亡後の農地の権利取得を早急に把握するために制度化されたものでございまして、農地取得者にお願いするため、死亡届の際にお渡しを申し上げます「各種行政手続の案内チラシ」に掲載させていただきまして、周知に努めさせていただいております。

なお、相続税の猶予の関係のご質問でございますけども、相続税猶予につきましては、租税特別措置法の規定によりまして、相続人みずからが農業を営むことを条件に、農地の相続税が猶予されております制度でございます。

猶予を受けるに当たりましては、ご質問にもございましたように、20年間、農地の売買はもちろんのことでございますし、貸した場合にも打ち切られることとなっておりましたが、このたびの農地法の改正によりまして、所有から利用へと改められたことから、今回この制度も改められまして、農地を貸した場合にも適用されるということになりましたので、ご質問のとおりで結構かと思えます。

次に耕作放棄地でございますけども、農地の有効利用の徹底を図るため、農業委員会を通し、耕作放棄地対策（遊休農地対策）を行うこととなったところでございまして、昨年度の調査によりますと、14.4ヘクタールの耕作放棄地を確認いたしました。そのほとんどは町内の方でございます。町外の方は、割合にして全面積の10%ほどでございます。後は町内の方でございます。

その解消に向けまして農業委員会や自治会、農家組合の協力のもと、解消計画を作成して取り組んでいるところでございまして、本年度は新たに判明したものを加えまして、非農地と判断したものと営農再開等を除きまして、現在8.8ヘクタールの耕作放棄地となっているのが現状でございます。

農林水産省の支援策でございます耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、これに関しましては、ご存じのように、国の事業仕分けによりまして新たな予算計上は見送りとなったところでございますけども、次年度も県の積立金を活用いたしまして、引き続き取り組むこととなっております。

事業内容につきましては、耕作放棄地の再生作業を行うために、抜根・整地などに要する経費に対しましては、10アール当たり最大5万円、土壌改良に10アール当たり2万5,000円、また、実証ほ場の設置など、経営展開に要する経費に対しましては定額が交付されるなどのメニューがございます。

現在再生作業に取り組むため、次年度に向けてこれらを有効活用できないかと、耕作放棄地対策協議会を通して、関係団体と協議を行っているところでございます。

農業施策が大きく変わろうとしておる中でございますけども、全力で農政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 南部武司議員。

10番（南部 武司君） 答弁ありがとうございました。

改正された農地法は市街化区域、市街化調整区域の両方とも適用されるのでしょうか。また、農地転用規制の拡大や強化で、県や市町村の公共用地も許可の対象となったり、農用地区域内の農地の除外についても、除外が厳格化されたりしましたが、具体的な説明を求めたいと思います。

また、相続などにより農地を取得し、届け出をしなかった場合、その違反はどうなっているのでしょうか。また、県外居住者や海外居住者はどういうふうにするのでしょうか。具体的にお願したいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 細かい点につきまして、十分にお答えできるかわかりませんが、大きなご質問といたしまして、これまで公共用地と私有地の関係で、ご承知のことと思いますけども、公共用地も例外ではなくなったという点が、今回の改正であろうかと思われま。

それから市街化区域・調整区域とございますけども、基本的には市街化区域はこれまでと同じような考え方で、特に調整区域については厳格化されております。

したがいまして、転用されるにつきまして、ご存じかと思えますけども、特にほ場整備をして、いわゆる国費等を使ってやった事業、または優良農地等についての転用が、これまで以上厳格化になったという点については、今回の改正の主な点だと考えております。

ただ、個人の農地の転用だとか農業施設、これらに関しましては、いろいろとあれがございますけども、特に大きくわかりやすく申し上げまして、20ヘクタール以上の集団化した農地だとか、機械化をもって営農ができる形態をなしている、これらの優良農地については、これまでのような転用がなかなか難しくなったというふうにとらえて結構かというふうに考えておりますので、お願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 南部武司議員。

10番（南部 武司君） ありがとうございます。

我が国の食料の安定的確保のために、食料自給率を上げようとしていますが、その達成は困難な状態で、現在、食料、農業、農村基本計画の見直しが行われています。

国の農業振興政策は専業農家の支援に重点が置かれているように思います。しかし、専業農家の割合は少なく、ほとんどが兼業であります。兼業農家を支援することが、都市農業の発展に必要な不可欠の政策だと思えます。

東員町もどちらかといえば都市型兼業農家だと思えますが、その支援の必要性をどう考えているのでしょうか。例えば新しく取り組める作物の提案、指導や地場野菜の販売促進支援など、農業者の所得や意欲を向上させるためのソフト面での支援づくりについてはどのように考えていますか。市民農園も大変人気があります。ただ、土地を貸すだけでなく、農業者が耕作の指導に当たるといった、新しい市民農園のあり方も着実に実績を積んでいるように聞いております。

町として、遊休農地の活用についての考え方を伺わせてください。

お願いします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） ありがとうございます。

先ほどご質問をいただきましたように、確かに遊休農地等の改善もそうございますし、先ほど専業農家・兼業農家、東員町につきましては兼業農家が高いウエイトを占めております。

ただ、遊休農地、耕作放棄地と言えるかどうかは別といたしまして、そういった利用ができるような農地につきましては、当然のことながら、有効利用を図っていかうというふうなことについては念頭にあるわけでございますが、ただ、担い手の皆さんとか、こういった方々、農家の皆さんにお願いを申し上げますとただだけでは、なかなか実効性に結びつくのが難しいと思います。

先ほどご提案をいただきましたように、確かに市民農園、またレジャー農園といった方法もございますし、それについて、団塊の世代で、これまで非農家であった方に対しても野菜づくりの楽しみ、また、つくった野菜を皆さんに見ていただいたり買っていただくと、そういった成果のものよりも、楽しみとしてとらえていくということも、今後考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

ただ、大きく一步前進していくためには、これらのPRと、1株の野菜づくりと  
いったようなことから始めてまいりたいと思いますので、時間をかけず、こういっ  
たことについては、皆さんで協議をこれからもさせていただきまして、違った形で  
の取り組みを展開してまいる必要があるというふうに考えておりますので、お願い  
申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 南部武司議員。

10番（南部 武司君） 耕作放棄地で、非農地証明により地目が山林や原  
野に変更されたという事例は、ここ数年で何件ぐらいあるのでしょうか。また、具  
体的な対策、例えば放棄地のリストアップや借用希望者に対する情報提供はやって  
いますか。お尋ねしたいと思います。

2点目に遊休農地の有効な活用を図るための1つの方法として、新規参入者に対  
しても、こと細やかな相談に対応できる窓口やスタッフ、支援制度は十分なのでし  
ょうか。

以上の回答をお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 山林から畑地といったような形については、現  
在把握はしていないのが現状でございます。

ただ、先ほどアドバイザー、またはアドバイス、こういったことについてはご質  
問のとおり、まだ十分と言えるところではございませんので、これについても課題  
の一つとして今現在とらえておりますので、これまでの農業従事者の方ではなくて、  
非農家の方からも、先ほど申し上げました内容を展開していきますと、当然ご指導  
のお話だとか、アドバイスの話が出てまいりますので、これらについても取り組ん  
でまいる姿勢で考えておりますので、お願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 南部武司議員。

10番（南部 武司君） ちょっと答えが違ってしまして、耕作放棄地で非  
農地証明により山林に変わったものという意味で、山林から畑にしたというのでは  
なくて、農業委員会を通じて地目が変わったのがあるかどうかという質問でした。  
その答えをもう一遍お願いします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 申しわけございません。

先ほどのご質問で、昨年1件ございました。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 南部武司議員。

10番（南部 武司君） はい、すみませんでした。

もう一遍、相続のことについて戻ります。相続登記をすれば、税務課の方に異動通知というのが以前来てましたが、今も多分来てると思いますが、先ほどの説明では相続登記云々ではなくて、死亡届を出したときというふうに理解したのですが、その書類を施行されるのはいつからですか。お願いします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 相続税の関係でございますけども、先ほどご答弁申し上げましたのは、死亡された方へという、死亡届の際にお渡しをさせていただいております各種手続きがございまして、そちらの方で、農地を所有された方に対しては農地の相続税の届け出が必要ですよといった、農業委員会の名前でご案内を申し上げておるといのが現状でございまして、相続の登記云々までのことについては、本人が相続登記をされる関係のことでございますので、また違った分野でご相談をいただいておりますというふうに思っておりますので、お願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 南部武司議員。

10番（南部 武司君） ありがとうございました。

2問目に移らせていただきます。

小学校での防災学習についての取り組みということで、教育長に伺いたいと思います。

神田地区の青少年育成町民会議では、3世代交流事業として17年間、ゲートボールを続けております。午前中にゲートボール大会を行い、午後には指導員がいろいろと工夫した体験行事を行っております。

昨年は10月3日に神田小学校校庭で3世代交流事業が行われ、午後の体験学習では伊勢湾台風50年ということもあり、NPO法人の方々の協力もいただき、防災体験として地震体験のできる起震車（地震体験車）や水消火器、煙体験ハウス、AEDの操作など、小学生、親、祖父母に体験していただきました。

その内容は、東員町が毎年行っている防災訓練とよく似た内容です。しかし、その感想文を参加者に書いていただきましたが、作文を読んでいたら、初めての体験でという言葉が多くありました。その一部を紹介させていただきます。

煙の中を歩く体験は、先に体験した子どもの話を聞き、通路が曲がっていることを知っていたにもかかわらず、いざ中に入ると一寸先が見えず、ぶつかり、びっくりして煙を吸い込んでしまいました。知識では姿勢を低くして進むとわかっていても、実際にはできないことを知りましたとか、AEDの体験では、心臓へ電気を流すので、いざその場でやってみると、練習とはいえ、意外と混乱してしまったので、本番や本当にそのことが起こったら、素早い反応はできないなと思いましたとか、AEDは話に聞くだけで、実物を見たこともなければ使い方も知らなかったのよかったですなど、親と子どもの感想文の一部です。

そこで伺います。

小学校単独で消火器の訓練やAEDの使用方法の体験は行っているのでしょうか。また、PTAを対象に同じようなことを行ったことはあるのでしょうか。あれば実例を教えてくださいと思います。中学校での取り組みについてはどうなっているのでしょうか。私はこれらの防災教育は絶対に必要であると感じましたが、町として取り組む計画はあるのでしょうか。

以上、教育長から答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） 南部議員の、小学校での防災学習の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

近年、東海地震や東南海地震等、大規模な地震が心配される中、町内の全小学校では、授業中に地震や地震による火災が発生した場合の避難訓練を行っております。

訓練中は「押さない、走らない、しゃべらない」の「お・は・し」を合言葉に、校舎から運動場へ避難し、実際の場面を想定して、地震から自分の身を守る意識を



高めております。実施日については、多くの学校が、関東大震災が起きた9月1日に実施をしております。

また、避難訓練のほかに、桑名市消防本部より指導者を招き、4年・5年・6年生を対象に防災学習も行っております。

実施内容は3つに分かれており、1つ目は「災害時にどうするか」というテーマでの防災講話、2つ目は実際に水消火器を使って火を消す初期消火訓練、3つ目はけが等の簡単な処置を訓練する応急処置法学習という内容です。応急処置については、AEDの体験学習はしませんが、身近なものを使って、けがや骨折の手当ての訓練をしております。

次にPTAの訓練についてですが、地震を想定した児童の保護者への引き渡し訓練等を行っている学校もあり、緊急時に備えております。今年度は、保護者向けメール配信を始めた学校もあり、それを活用しての引き渡し訓練も行われました。

また、中学校の取り組みとしては、小学校と同様に地震を想定した避難訓練を行い、あわせて防犯や交通安全訓練も行っております。

さて、冒頭に申し上げました大規模な地震についてですが、三重県では現在も含めて近い将来に、東海地震、東南海地震、南海地震の発生が心配されております。この3つの地震が同時発生する可能性もあり、東員町でも震度5強から6弱の揺れが想定されているところでございます。

震災時に必要なことを理解し、正しい知識を身につけ、いざというときに自分の身は自分で守れるようにすることは、今の児童生徒たちにとって大変重要なことであると考えます。

今後も教育委員会といたしましては、恐ろしい巨大地震に備え、被害を最小限に食いとめるために訓練や学習を継続していくよう、各学校に指導していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君）          南部武司議員。

10番（南部 武司君）          答弁ありがとうございました。

防災の体験では、防災クイズというのもやりました。その問題の一部を教育長にいたします。

今、地震で揺れています。あなたはコンロのすぐ近くにいます。コンロを見ると、グツグツと煮え立っている鍋があります。どうしますかという問題です。A、流しに鍋を入れる。B、コンロの火を消す。C、何もせず、熱湯の危険が及ばない場所へ避難する。さて、答えはどれでしょうか。また、後から聞きます。

また、実際に地震体験車、起震車を体験した子どもは6強になると恐かったと言ってます。三重県では起震車は昨年3台で新しく1台買うと言っていたので、4台あると思うのですが、空いていればいつでも来てくれるということを知りました。この利用はどのように考えますか。

以上、お答えください。

議長（山本 陽一郎君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） 最近、テストに答えることがはやっているみたいですが、子どもたちは火事が起きたら火を消すというのが、ある面、入っているところがあるんですけども、最近のガスやコンロ等は自動消火されるということを知っています。私も子どもたちに教えていかなければなりませんので、多くの子は知っていると思うんですけども、何も触らずに逃げるというのが一番だと思います。

2つ目ですけども、起震車のことなんですけれども、主に子どもたちが訓練をしている場合には、3つの訓練があります。火災を想定した訓練、地震を想定した訓練、そして不審者を想定した訓練。その中で特に地震を想定した訓練の中で、起震車というのが使われると思うんですけども、全校で起震車を呼んだというのは、昨年度、1校だけでした。

ただ、それぞれの学校で本当に大きな地震が30年以内に起こる可能性があるというのは、教職員一同みんな自覚を持っておりますので、子どもたちにわかりやすい、しやすい方法を使いながら、特に4年生が防災学習というものに取り組んでおりますので、その教科の中でも学習しております。

教育委員会が起震車を呼んでどうこうということはありませんけれども、学校が子どもたちの体験をもとにしながら学習するという、すべの一つであるとするならば、起震車等も呼んでいただいて、ぜひ学習をしてもらいたいなと思っております。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 南部武司議員。

10番（南部 武司君） クイズの答えはそれで正解です。ただ、神田小学校で28チームをつくりましてやったところ、正解は1チームしかなかったの、ちょっと張り合いがなかったから、お聞きしただけのことです。

総務部の担当課長にお伺いします。

町内に設置されているAEDの使用回数は、今までに何度あったのでしょうか。以前、同僚議員の質問で、自治会への設置は、ふるさと事業補助金が活用できずとありましたが、申請した自治会はありましたでしょうか。グランドゴルフを楽しんでみえる多くの自治会がありますが、そのような説明をしたことはあるのでしょうか。また、9月に行われている防災訓練を、自治会主催の防災訓練を支援する方向に移行できないかという質問に対し、来年度に向けて検討するとの答弁があったように思います。より多くの方々に体験していただくには有意義と考えますが、その点を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井浩二総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 担当課長へのご指名でございますけども、多岐にわたっておりますので、私の方から全部答えられるかわかりませんが、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、庁舎内と思うんですが、AEDの使用例はということでございますが、いろんな公共施設に今回設置をさせていただきましたが、まだ利用したということは、私どもは聞いておりません。

それと自治会への普及につきましては、自治会長たちは当然ご存じだと考えておりますが、再度機会があれば、こういうのも対象になりますということで、ご案内を申し上げたいと思っております。

総合防災訓練をさせていただいておりますが、各自治会に自主防災組織を立ち上げていただきまして、今、19の自治会が自主防災組織を立ち上げていただいております。それぞれおのおので訓練をいただいております、私ども、町長もご案内

をいただいて参加をさせていただいておる自治会もございますし、また、防災安全課の職員の派遣をしてくれということで、ご依頼のある自治会もございます。いろいろと内容等は種々でございますが、どんどん活動が活発になってきておるのかなというふうに考えております。

また、直接の答弁になるかわからないのですが、先般も町長から指示をいただきまして、自主防災組織の横のつながりの重要性を言われまして、連絡協議会のようなものを立ち上げて、そこでいろいろ活発な協議をいただきたいなというふうに考えております。それぞれ町の総合防災訓練は、本年平成22年度も、少し形は変わるかもわかりませんが、実施をさせていただきたいなと。それぞれ自治会でやっていただいていることはやっていただいていることで、それも生かしていきたいなと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君）          南部武司議員。

10番（南部 武司君）          ありがとうございます。

1月12日にはハイチで、2月28日にはチリで大地震が発生し、多くの方々が犠牲になりました。チリでは以前の大地震の教訓から、外出時にはガスの元栓を必ず閉めなければならないという法律が決まっているそうです。今回火災の被害がほとんどなかったのが、そのせいだと聞いております。

東海地方は、いつ地震が発生してもおかしくない場所だと言われております。いざというときに混乱がないよう、日ごろからの訓練が大切であると思っております。この訓練はむだになっても構わないものです。ぜひとも学校でも町の防災訓練並みの訓練をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。